

## 第23期第6回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和8年1月27日(火) 14時00分から14時30分まで
- 2 開催場所 高知市丸ノ内二丁目1番10号 高知城ホール 2階 「中会議室」
- 3 出席委員 木下清、石田実、浦尻和伸、澳本健也、澳本康之、小笠原利幸、川田一成(リモート)、柴田孝夫、竹内眞澄、問可柁善(リモート)、中澤芳江、前田嘉広、濱町明恵(計13名)
- 欠席委員 堀美菜、川竹佳子
- 署名委員 前田嘉広、竹内眞澄
- 県出席者 水産振興部 山下部長、浜渦副部長、津野漁業管理課長、水産政策課谷口主幹、梶水産試験場増養殖環境課長、池部研究員
- 事務局 飯田事務局長、木村次長、永野チーフ、宮澤主幹
- 4 審議事項
- 第1号議案 漁業権の変更の免許について(すくも湾漁協 共同漁業権)
- 第2号議案 浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会指示について

### 5 議事内容

飯田事務局長

ただ今より第6回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の会議ですが、委員定数15名の内、出席委員13名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。なお、川田委員と問可委員はリモートでの参加となっています。

それでは会長、よろしくお祈いします。

木下会長

皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。

山下部長

1月末になりまして、遅ればせながら新年明けましておめでとうございます。どうぞよろしくお祈いします。また、本日はご多用中のところ出席いただきましてありがとうございます。今日は本年初めての会となりますのでよろしくお祈いします。

先日のニュースで去年の夏は、観測史上最も暑い夏だったということで、漁業にも影響がでております。養殖ではぶりが高水温で成長が悪いことや、漁船漁業では魚種が変わって、これまで獲れていた魚が獲れなくなり、まぐろが多くなったりしています。県としてもこの高水温対策をこれからやらなければいけないと考えていまして、例えば、養殖であれば、新たに生け簀を深くする計画を作る漁協を支援したり、新たな養殖魚種の研究などを進めてまいりたいと考えています。漁船漁業については、色々な

魚種を対象としたマルチ漁業への支援を昨年からやっているので引き続きご利用いただければと考えています。また、最近では寒くなってきました、昨年に続き、四万十川のスジアオノリが穫れることを願っています。

それでは、本日の議案は2件でございます。

第1号議案の「漁業権の変更の免許について（すくも湾漁協 共同漁業権）」は、すくも湾漁協の共同漁業権の関係地区における漁業者数の減少に伴い、関係地区の範囲を広げる免許の変更について、ご意見を伺うものです。

第2号議案の「浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会指示について」は、浦ノ内湾の天皇洲周辺の「あさり」の採捕禁止に関する委員会指示の有効期間が、令和8年3月31日までとなっておりますので、引き続き1年間継続することについて、お諮りするものでございます。

詳細につきましては、後程、事務局からご説明しますので、十分にご審議をよろしく願いいたします。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

木下会長

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、堀委員です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、前田委員と竹内委員にお願いします。

それでは議題に入ります。

第1号議案「漁業権の変更の免許について（すくも湾漁協 共同漁業権）」事務局からの説明を求めます。

永野チーフ

それでは、第1号議案 「漁業権の変更の免許について（すくも湾漁協 共同漁業権）」についてご説明いたします。

資料の1を、お願いいたします。1枚めくっていただきまして、1ページの諮問文をお願いします。資料の諮問文の日付けが令和7年となっておりますが、令和8年の間違いです。申し訳ございません。それでは諮問文を朗読します。

7高漁管第880号 高知海区漁業調整委員会 様。令和7年8月19日付け高知県告示第530号で公示された共同漁業権について、すくも湾漁業協同組合から変更申請がありましたので、漁業法第76条第3項で準用する第70条の規定により諮問します。令和8年1月19日 高知県知事 濱田省司。

資料2ページから5ページ目は、免許の告示案でございます。

資料の6ページをお願いします。漁業権免許に関するフローです。上半

分が海区漁場計画に関する部分で、下半分が免許に関する部分となっております。

今回の免許の変更は、すくも湾漁協が有する一部の共同漁業権について、関係地区の漁業者数が減少したことから、関係地区の範囲を広げることで、漁場の有効活用することを目的として行われるものです。

令和7年3月から漁場計画変更案の作成から順に手続を行い、令和7年8月19日に漁場計画の変更内容を公示いたしました。この漁場計画変更に伴い、令和7年12月19日にすくも湾漁協から変更免許の申請がありました。

本日の審議の結果、免許することが適当であるとの答申をいただきましたら、2月3日の高知県公報に免許の関係地区の変更を掲載する予定です。

7ページから13ページまでは、変更内容の新旧対照表になります。

第2回の委員会でご説明したとおり、共同漁業権の関係地区で大月町の龍ヶ迫及び芳ノ沢地区となっている漁業権について宿毛市小筑紫町栄喜地区を関係地区として追加すること、また、宿毛市沖の島の母島、弘瀬及び鶴来島地区がそれぞれ関係地区となっている区域について関係地区を統合し、宿毛市沖の島と変更するものです。

14ページの「共同漁業権の変更に係る関係組合員の同意及び総会の決議の結果」をお開きください。

「第一種共同漁業権を有する漁協が団体漁業権を変更しようとするときは、総会の決議前にその組合員のうち、当該漁業権の内容たる漁業を営む者であって当該漁業権の関係地区の区域内に住所を有するものの3分の2以上の書面による同意を得なければならない」と漁業法108条で定められております。

下記の表は、関係地区における同意の状況をお示したものです。いずれの関係地区でも3分の2以上の書面による同意を得ております。

また、その下の表をご覧ください。漁業権の変更については、水産業協同組合法第50条に基づく総会の特別決議が必要とされています。正組合員の2分の1の出席及び議決権の3分の2以上の多数による議決のいずれも満たしており、総会の特別決議の要件を満たしております。

15ページと16ページは、漁業法の関係条文を抜粋したものになります。参考までにご覧ください。

説明は以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

浦尻会長代理

すくも湾漁協のことですが、海区漁業調整委員会の中でも宿毛湾の漁場

を見たことがない人もたくさんいますので、説明するときにはわかりやすく、例えば、すくも湾漁協は合併したが漁業権は旧地区のままであった。資格審査を厳正にしたら正組合員がいなくなる。そうすると漁業権が抹消される。そのため、隣の地区と隣の地区をくっつけて漁業権が守られるようにした。きついことを言うつもりはありませんが、もう少しわかりやすくしてください。

飯田事務局長

今後そのような形でわかりやすく説明するよう心掛けます。

澳本康之委員

地図で見れる方がわかりやすいと思う。

木下会長

他にございませんか。

木下会長

他にご意見もないようでございますので、お諮りいたします。  
第1号議案「漁業権の変更の免許について（すくも湾漁協 共同漁業権）」は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

「異議なし」という者あり。

木下会長

ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

続きまして、第2号議案「浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会指示について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

宮澤主幹

それでは、第4号議案 浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会指示について説明いたします。

当該委員会指示は、資源量が著しく減少している浦ノ内湾のあさりについて、資源を回復させるため、平成24年から毎年指示を行っているものです。現在、採捕については承認制となっております。

今回お諮りする内容は、令和8年3月31日をもって期間満了を迎える当該委員会指示について、新たに指示を発動しようとするものです。

まず初めに、水産試験場増養殖環境課の池部研究員から、あさりの資源状況について説明させていただきます。資料14ページをお願いします。それでは、お願いします。

池部研究員

天皇洲におけるあさりの現存量調査について説明します。

座って説明させていただきます。

資料の14ページをご覧ください。

本調査の目的は、あさりの食害防止のために天皇家に設置した被せ網の下に生息するあさりの現存量の推移等を把握することです。

なお、被せ網の設置状況と設置した年度については、資料 15 ページ一番上の図 1 に示したとおりです。

次に、調査の方法について説明します。

資料 14 ページのかっこ 1 から 6 に詳細を記したとおり、合計 30 枚の被せ網を抽出して、筒状のサンプラーでサンプルを採り、採取されたあさりの数量を引きのぼして全体の現存量と漁獲対象となる殻長 3 cm 以上の現存量を算出しました。

次に、3 の結果と考察について説明します。

15 ページの表 1 に調査結果の詳細を示しました。各エリアの現存量の合計は表の右下にあるように 14.8 トン、そのうち殻長 3cm 以上のあさりは 11.4 トンとなりました。

次に、2019～2025 年度の現存量の推移を 15 ページ下の図 2 に示しました。

図中で一番上にある白丸で示した合計現存量は 2020 年の 124 トンをピークに減少傾向を示しており、2022 年から 2024 年にかけては 63 トンから 7.5 トンまで減少しました。2025 年度は、前年度の 7.5 トンから 14.8 トンへ増加しました。

次に、16 ページの図 3 には 2019～2025 年度における被せ網の現存枚数の推移を示しました。地域協議会による被せ網の張り替えにより、正常に機能する被せ網が 2024 年度の約 240 枚から 2025 年度の約 312 枚に増加しました。このことが、あさりの現存量が昨年と比べて増加した原因の一つと考えられますが、2020 年のピーク時には 124 トンのあさりが生息していたことからすると、依然として低水準が続いています。

次に、あさりの密度 (kg/m<sup>2</sup>) の推移を 16 ページの図 4 に示しました。密度の平均値は、2020 年度に西 1 で 10.6kg/m<sup>2</sup> となり最も高かったのですが、その後減少し、2023 年度から 2025 年度は約 1.2～1.6kg/m<sup>2</sup> と低調で推移しました。

最後に、現存量の減少について考えられる要因を三つ説明します。

資料 14 ページの一番下をご覧ください。

一つ目は、砂による埋没によりあさりの増殖に対して正常に機能する被せ網が減少したことです。

16 ページの図 3 に示したとおり、2019 年度の設置時に 563 枚だった被せ網が、砂による埋没により、2025 年度には機能していたものが 5 割程度にまで減少しており、これがあさりの減少の原因の一つと考えられます。

二つ目として、2022 年秋と 2023 年春に二枚貝に対して有毒なヘテロカ

## 宮澤主幹

プサ赤潮が発生し、これによるへい死が観察されたことから、赤潮により生息個体数が減少したことが考えられます。

三つ目として、17 ページの図 5 に、2019?2025 年度の殻長 3 cm 未満の個体数の推移を示しました。

合計個体数は、2021 年度まで 5 百万以上でしたが、その後、すべてのエリアで減少傾向が続いており、漁場へのあさり稚貝の加入が低調であったと考えられ、このことも現存量が減少した原因と考えられました。

以上で、説明を終わります。

それでは、事務局から浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会指示について説明します。

まず、資料 1 ページをお願いします。こちらは今回発動しようとする委員会指示の案です。指示の内容について簡単に説明します。

まず、1 では、浦ノ内湾において次の 2 で定める制限区域内ではあさりを採捕してはならないことを規定しています。ただし、国の機関又は地方公共団体が、あさりに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合及び高知海区漁業調整委員会から採捕の承認を受けて採捕する場合についてのみ採捕が認められるものとしています。

続いて 2 には、あさりの採捕に係る制限区域が記載されています。あさりの採捕が制限される区域は 2 地点ありまして、(1) A 区域は天王洲の区域、(2) B 区域は宇佐大橋の南西側の区域となっております。資料 3 ページに制限区域の概略図をつけておりますので、ご覧ください。図中の、太線で囲われたグレーの範囲が制限区域を示しており、左側が A 区域で天皇州周辺、右側が B 区域で宇佐大橋の南西側となっております。A 地域は平成 10 年代頃までは、5 月の連休には多くの方があさりを求めて潮干狩りに訪れていました。また、B 区域は、あさりの好漁場で漁業者の方が船からジョレンを使用してあさりを漁獲していました。昭和 50 年代後半には年間 2,800 トンものあさが漁獲されてきました。

資料を戻しまして、1 ページをお願いします。1 ページの 3 と 4 には、委員会から採捕の承認を受けた者は、殻長 3 センチメートル未満のあさりを採捕してはならないこと、あさりを採捕しようとするときは、事前に委員会に届け出た標識を自ら携帯しなければならないことを記載しています。

続いて資料 2 ページをお願いします。

資料 2 ページの 5 には、委員会から採捕の承認を受けたものは、四半期ごとにあさりの採捕に係る報告書を委員会に提出しなければならないことが記載されており、6 には委員会はこの指示又は高知県漁業調整規則の規定に違反してあさりを採捕したとき、その他漁業調整上必要があると認

めるときは、採捕の承認を取り消すことができることを記載しています。7は事務の取り扱いについて、8は指示の有効期間について記載されています。

当該委員会指示に係る昨年からの変更点は、冒頭にある当該指示にかかる指示番号と、下線部で示した指示日、告示日および項目8に記載する有効期間です。指示の内容に関しては、前回の指示から変更はありません。続いて、資料の4ページをお願いします。

4ページから12ページは浦ノ内湾におけるあさりの採捕の承認に関する事務取扱要領（案）となっております。

事務取扱要領に関しても、指示と同様に前年からのおおむね変更はありませんが、変更する箇所を順に説明いたしますと、まず、4ページの上部にあります委員会指示の発動日と指示番号を変更いたします。そして、5ページの末尾にあります施行日を変更します。変更箇所は以上です。

続いて資料13ページをお願いします。13ページは、高知県漁業協同組合と宇佐地区協議会からの委員会指示発動に係る要望書です。内容は例年どおりで、あさりの資源回復を目的とした取り組みを行うために、委員会指示の発動を要望するものです。

当該委員会指示については、1年ごとに指示の有効性等を検証して、継続、変更、廃止等を検討することとしておりますが、先ほど水産試験場から説明があったとおり、浦ノ内湾におけるあさりの資源量は依然として回復していないことから、来年度も委員会指示を発動して、資源保護の取り組みを継続していくことが必要と考えられます。

続いて、承認の審査についてですが、浦ノ内のあさりについては、かつて多くの県民が潮干狩りを楽しむなど、非常に身近な存在であり、県民の皆様の間にも高い関心がある中、平成24年以降委員会指示によりその採捕を禁止していることを踏まえ、承認に当たっては、取り組みの実施者等に委員会で説明していただいたうえで、資源への影響や公益上の支障、地域活性化や交流人口の拡大なども複数の観点から委員会で審議、承認の可否について決定していただくこととしております。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

竹内委員

令和7年度の承認実績を教えてください。

宮澤主幹

件数でよろしいですか。

竹内委員

できるだけ具体的に教えていただければ。

宮澤委員

高知県漁協に対して承認をしまして1件となっています。  
後ほど整理して回答させていただきます。

山下部長

後日、もう少し詳しく資料提供させていただきます。

木下会長

他にございませんか。

木下会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。  
第2号議案「浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会指示について」  
は、原案のとおり委員会指示を発動するというごこと、ご異議ございませ  
んか。

「異議なし」という者あり。

木下会長

ご異議ないようですので、第2号議案は、原案のとおり委員会指示を発  
動いたします。

これもちまして、第6回海区漁業調整委員会を閉会といたします。  
本日は、委員の皆様、どうもありがとうございました。

本書は、第23期第6回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 木下 清

\_\_\_\_\_

議事録署名委員 前田 嘉広

\_\_\_\_\_

議事録署名委員 竹内 眞澄

\_\_\_\_\_